

1 本件の概要

参考

株式会社スーパーホテル(特定事業者) (ホテル業を営む事業者)



支配人業務（自らが運営する一部のホテルにおいて行うもの）について、報酬項目ごとに報酬額（定額又は客室数，委託年数等に応じて算出したもの）を消費税を含む額で定め、これらを合計した額を委託料として本件支配人に支払っている。

【違反行為】

本件支配人に対し、前記の報酬額について、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせず、前記の方法で算出した額を支配人業務の委託料として支払っている。

このほか、本件顧問^(注1)及び本件納入業者^(注2)に対し、平成26年4月1日以後の定額の顧問料若しくは顧問単価又は仕入単価について、消費税率引上げ分を上乗せせず、同年3月31日までと同額に定め、これらを使用して算出した顧問料及び朝食用惣菜の仕入代金を支払った(※)。

※ 公正取引委員会の調査開始後、本件顧問及び本件納入業者に対して、平成26年4月1日に遡って当該引上げ相当額を支払った。

本件支配人・本件顧問・本件納入業者 (特定供給事業者 約100名)



(注1)顧問業務の顧問料を据え置かれた事業者。(注2)朝食用惣菜の仕入単価を据え置かれた事業者。

勧告の内容

○支配人業務の委託料について、平成26年4月1日に遡って、速やかに消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件支配人に支払うこと

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

など